第９回町田都市計画事業鶴川駅南土地区画整理審議会	
開催日時	２０２５年２月１４日（金）１０時００分から１２時００分まで
開催場所	和光大学ポプリホール鶴川　３階　多目的室
出席者	【審議会委員】 佐藤元昭、神藏孝、土屋重弘、山本里佳、武藤金一 株式会社ワールド地所、宮野松岡　※敬称略 【事務局】 町田市　地区街づくり課　奥村課長、砂坂担当課長、井上係長 須藤担当係長、松永主事
欠席者	３名（神藏成美、神藏晶子、神藏良実）　※敬称略
開催形態	一部公開（傍聴者０名）
成立要件	委員の半数以上の出席（土地区画整理法第６２条第３項）
議題	１　開会 ２　第８回審議会の議事録の確認 ３　鶴川駅周辺再整備事業の進捗報告 ４　審議事項 【議題２４－０１号】 町田都市計画事業鶴川駅南土地区画整理事業の第３回仮換地の指定について（諮問） ５　その他 経過及び今後の予定について ６　閉会
決定事項	【議題２４－０１号】について審議した結果、原案のとおり異議がないことの答申を行った。
議事	１　開会 （会長） 第９回町田都市計画事業鶴川駅南土地区画整理審議会の開会を宣言した。 （事務局） 審議会の成立、会議の公開・非公開、傍聴について説明を行った。 挨拶を行った。 審議会の主旨説明、議事録署名人の説明、配布資料の確認を行った。

２　第８回審議会の議事録の確認

（会長）

第８回の議事録の確認事項について、事務局に説明を指示した。

（事務局）

第８回の議事録の確認事項について、説明を行った。

以下の第８回審議会の議事録の確認の内容は非公開。

３　鶴川駅周辺再整備事業の進捗報告

（会長）

鶴川駅周辺再整備事業の進捗報告について、事務局に説明を指示した。

（事務局）

こちらの次第については、公開の形式で御説明させていただきます。

お手元にはこちらの一覧、「鶴川駅周辺再整備事業一覧」を御準備いただければと思います。前方にも同じものを投影しております。

先ほど奥村から御挨拶にありましたとおり、本当に皆様の御協力のおかげもありまして、順調に駅周辺の工事は進んでいるところでございます。駅北口の１番に書いてある、北口の交通広場については、皆様も御覧になられていると思いますが、歩行者デッキの構造が組み上がっておりまして、順次、歩行者デッキの工事が進められているのと、あと交通広場の植栽の工事とか、そういったところも進めております。

2 番の南北自由通路と 3 番の鶴川駅改良は、なかなか外からでは御覧になることはできないんですけれども、こちらも順調に工事が進んでおりまして、基礎の工事とか、柱を組み上げるための地盤の改良工事、あとホームの改修の工事とか、そういったところが順次進んでおります。4 番の区画整理は、この後御説明させていただきます。

5 番のアクセス道路の整備事業につきましては、用地取得を今年度から開始しておりまして、今のところ計画どおり用地取得も進んでおります。また、整備工事も岡上駐在所前交差点から、ちょうどいま前方のカーソルを合わせている、岡上北小学校の前のところまでの区間の、安全施設の整備工事を行っております。

6 番の 1 号踏切の事業については、昨年 7 月に拡幅工事が完了いたしました。こちらも皆さん御覧になられているかと思いますが、6 メートルに拡幅されましたので、将来的には区画整理の道路線形と併せて、区画整理が接続されれば直線の道路ができるというところで、踏切の拡幅完了いた

	しました。 　スケジュールについては、目標は変わらず 2027 年度末に北口の広場、デッキも含めた北口の広場、南北自由通路、鶴川駅改良、南口アクセス道路の使用開始を目指しております。スケジュールには書いておりませんけれども、南口の交通広場の仮使用も、2027 年度末にできるところまで工事は進められるように、今、順次進めております。 　　この後、区画整理の移転の状況と、工事の状況について御説明しますので、次の「移転状況について」という資料を御覧いただければと思います。こちらにつきましては、以前仮換地指定の諮問をさせていただいたのが、主に黄色い、2024 年度に移転をお願いしました地権者の皆さん、この方を対象に、前回の審議会では仮換地指定の諮問をさせていただきました。おかげさまで、地権者の皆様の御協力がありまして、仮換地指定を実施いたしまして、皆様、移転も完了しております。 　左側の四角く囲まれている、踏切から少し南側に行った、空き家になっていたところですが、こちらも老朽化がかなり著しかったことなどから、地権者様とも協議させていただきまして、前回、2025 年度とは書いてあるんですが、仮換地指定の諮問をさせていただいた箇所になります。こちらは予定どおり、前倒しで 2024 年度、先日解体が完了しております。今、黒いのが 2022 年度、赤いところが 2023 年度、黄色いところが 2024 年度になりますけれども、順調に予定どおり進んでおりまして、2024 年度までの移転をお願いしている地権者の皆様は完了しております。赤く四角で囲っているところが、今、町田市で事業管理地という形で、私どもで管理している土地になりますけれども、2024 年度に移転を実施したところと、あと、もともとは町田市有地だったところが一部ありますが、そういったところも含めまして、大体地区の半分くらいは今、町田市で管理をさせていただいております。 　続きまして、工事の状況、現場の状況になります。1 枚おめくりいただきまして、現場の状況は、皆様も御覧になられているかと思うんですが、こちらを御説明させていただきます。まず、左上の写真から、先ほども御説明しました踏切の拡幅が、これは区画整理の事業とは別なんですけれど、町田市の道路の事業で拡幅が完了しましたので、踏切付近が今、新しい線形にすりつけられている状況になっております。赤い四角で囲まれているところが、今、南側の区画整理とか、あと駅舎の自由通路で小田急電鉄と共同で、作業場所として使っておりますが、南口の作業ヤードもかなり広く取って、工事を順調に進めております。あと、黄色く塗られている「公園」の地下には、調整池ができますので、調整池の工事を進めております。現場は、調整池から最初に川に放流するためのはけ口の工事を行っていますので、一部護岸を削りながら、はけ口の工事を行っております。

	来年度については、主に一番右側の水色とか青で塗られている「10」と書かれているところのインフラの工事とか、そういった道路を整備するための準備工事、道路工事までを考えております。 あと、色は25年度で塗られてはいないんですけれども、橋の工事で、川井田人道橋の橋の工事が来年度からスタートいたします。川井田人道橋の橋の工事を行うための作業の範囲の整備とか、2026年度には、青く塗られている12メートルの道路の整備も始まりますので、その道路を整備するための準備の仮道を、今、青く塗られている道路の1本北側に、今カーソルでなぞっているところに、仮の道を造る予定になっておりますので、その準備を行っていく予定になっております。かなり来年度から見た目も大きく変わってきまして、今お住いの方々、事業をやられている方々、皆様に移転もお願いしながら、整備も進めていきたいと考えております。 補償の調査は順次進めておりますけれども、順次、皆様に補償金も御提示できるように進めておりますので、引き続き皆様の御理解、御協力をいただきながら、区画整理を進めていければと考えております。 次第の3番目の事業の進捗報告については、以上でございます。 （会長） 審議会に質問を求めた。 （委員） 今、お話しいただいたところで、北口からの踏切を中心にして、ここで赤と緑に分かれているわけですね。そうすると、赤のところは、もう一度確認いただきたいんですけれども、赤は、今年から事業に着手するということでいいんですね。 （会長） 事務局に回答を求めた。 （事務局） こちらのところですね。実際の現場に着手するのは今年、来年度からここのところは進めていくんですけれども、実際の道路を造っていく工事ではなくて、ここの橋を造るために、この辺りに橋を架けるために、重機を置かなければならないんですね。こちらの鶴川街道から入っていくための、まず重機を入れるための工事がまず第一段階としてあります。その後にも、ここに今は大きな下水道管が入っています。

	（会長） 審議会に質問を求めた。 （委員） 雨水です。 （会長） 事務局に回答を求めた。 （事務局） 雨水管ですね。失礼しました。雨水管が入っていまして、この雨水管も将来道が 1 本東にずれますので、雨水管を付け替える工事も、その後に入ってまいりますので、実際にここの道路の表面的な工事ができるのは、こちらのちょっと濃い茶色っぽく見えているところが、2028 年度から工事をして 2029 年度に完了する。オレンジのところについては、2029 年度に工事をして、30 年度に使用開始ができるという形になりますので、ずっと工事は何かしらやっているんですけれども、実際ここが最終的に開通するのは 30 年度、まだ大分先になるというのが、今後の工事のステップになってまいります。 （会長） 審議会に質問を求めた。 （委員） それで、こちらの青いほうの方に聞くと、もううちは大分先だからって、その頃生きているかどうか分からない、というような方もいらっしゃったものですから、こちらの青いほうに手がつくのは、いつ頃なんですか。 （会長） 事務局に回答を求めた。 （事務局） こちら側ですね。こちら側については、2030 年に工事を行い、2031 年にできあがります。 （会長） 審議会に質問を求めた。

	（委員） 31年。だから、そちらの方から話を聞くと、私のほうなんかまだ5年もあるからとおっしゃっていましたから、それで分かりました。こちらの方や12メートル道路、そこをどくというか、立ち退きするためには、それはもう今年ですよね。今年からいつ頃まででですか。 （会長） 事務局に回答を求めた。 （事務局） こちらの水色で塗られているところの皆様については、2025年度に移転をお願いしておりまして、新たに土地を使えるのが、次のページになるんですけれども、今、この計画だと2027年度に青いところが使えて、茶色のところは2029年度。 （会長） 審議会に質問を求めた。 （委員） 委員長、よろしいですか。続けさせていただいて。 25年に立ち退いて29年ということは、4年間あるわけですよね。今年だけやって、こちらの交差点の近所だけですか。 （会長） 移転と引渡しの両方をよく説明してください。 （会長） 事務局に回答を求めた。 （事務局） 将来、交差点になるところの付近に換地、新たな土地になる方々が対象になります。 （会長） 審議会に質問を求めた。 （委員） 換地がいつ頃になるんですか。

	（会長） 　事務局に回答を求めた。 （事務局） 　2029 年度です。 （会長） 　審議会に質問を求めた。 （委員） 　2029 年に換地が決まる。 （会長） 　事務局に回答を求めた。 （事務局） 　新しい換地が使えるようになるということです。 （会長） 　審議会に質問を求めた。 （委員） 　2029 年度には。分かりました。それは、場所は今もう薄紫になっているところですか。 （会長） 　事務局に回答を求めた。 （事務局） 　ここですね。ここは、2027 年度なので 2 年ぐらい早いんです。 （会長） 　審議会に質問を求めた。 （委員） 　2 年くらい早い。

	（会長） 事務局に回答を求めた。 （事務局） 青く塗られているところは、2027 年度なんですけれども、ここは、どうしても土地が使えるのは 2029 年度で、2 年ちょっと遅いんですね。というのは、先ほど申し上げた橋の工事とか、下水管の工事がありますのでその影響で、こちらの交差点付近の方々は、2 年遅くなってしまいます。 （会長） 審議会に質問を求めた。 （委員） もう 1 つ、12 メートル道路の鶴見川沿いの、薄紫になっているところも同じということですね。 （会長） 事務局に回答を求めた。 （事務局） こちら側は今、2027 年度に使えるようになるという想定です。 （会長） 審議会に質問を求めた。 （委員） 一番端の黄色の、やられたところのもうちょっと左の右のほう、もうちょっと右のその辺は、何か早いからとおっしゃっていた方もいるんですけれど、その辺はやはり早いんですか。 （会長） 事務局に回答を求めた。 （事務局） 移転がですか。 （会長） 審議会に質問を求めた。

	（委員） 何か物の材料置場にするからとか、という話があったんです。 （会長） 事務局に回答を求めた。 （事務局） こちらの地権者様については、移転が今早い予定でいるんですけれども、ちょっとそこは今、協議をさせていただいているところなんですね。なぜ早いのかという理由ですけれども、ここの橋の工事をするために、重機をここに置かなければいけない。ちょっと前の画面に戻していただいて、重機をここに置かなければいけないんですね。そうしますと、一番橋に近い方については、2025 年度の中でも早めに移転ができないかと。 （会長） 審議会に質問を求めた。 （委員） やはりそうなっているんですね。 （会長） 事務局に回答を求めた。 （事務局） というお願いというか、協議させていただいて。 （会長） 審議会に質問を求めた。 （委員） 何かちょっとそんな話を聞いたものですから、ちょっと確認のために。 （会長） 事務局に回答を求めた。

（事務局）
　今協議をしていますので、地権者様の無理のない範囲で、どこまで前倒しで御協力できるかというのは、今、地権者の方と話をさせていただいております。

（会長）
　審議会に質問を求めた。

（委員）
　ありがとうございます。すみません。

（会長）
　ほかに御意見、御質問はございますか。

　質問なし

（会長）
　それでは、次の議題の審議事項になるんですが、定数をもう一度確認した上で、諮問に入っていきたいと思います。お願いします。

（事務局）
　では、改めて申し上げます。本日7名の委員の方に今、御出席をいただいております。委員数10名に対しまして半数以上の出席がありますので、土地区画整理法第62条第3項の規定により、会議が成立しますことを、改めて御報告申し上げます。以上でございます。

（会長）
　ありがとうございます。

４　【議題２４－０１号】
　　町田都市計画事業鶴川駅南土地区画整理事業の第３回仮換地の指定について（諮問）

（会長）
　事務局に諮問文の読み上げ及び説明を指示した。

（事務局）
　諮問文を読み上げた。

	これから諮問に入るんですけれども、その前に、仮換地指定がどういうものかというのを、一度御説明させていただいたんですけれども、もう一度ここで改めて御説明いたします。A4 横のカラーの 2 枚組のホチキス止めの資料がありますので、こちらを御覧ください。 仮換地指定とは、現在の土地に換えて、新たに使用することができる土地（仮換地）を指定することになります。仮換地指定をすると、どのような効果があるかということですけれども、2 つございまして、1 つ目が現在の土地（黄色）の主要収益の停止、それから 2 つ目、仮換地（桃色）の使用収益の開始、この 2 つの効果があります。ただ、米印のところですけれども、仮換地が未整備の場合は、使用収益の開始日を別に定めることになります。 2 枚目を御覧ください。左から仮換地指定と建物等の移転の流れになっております。まず一番左が移転の時期、協議の時期が来ましたら、移転協議をさせていただきます。次に、建物等の調査を行いまして、調査内容を御確認いただきまして、補償金の算定を行います。算定後に補償金の提示をさせていただきます。この期間が、審議会へ仮換地指定の諮問をするところになります。諮問した後に、実際に仮換地指定という法的に効力が発生する行政行為を行いまして、補償契約をしまして、建物等の移転をしていただくという流れでございます。 仮換地指定は、市から一方的にお願いするものではなくて、地権者の皆様と個別に協議を重ねながら実施してまいりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。 （会長） 審議会に質問を求めた。 （委員） いいですか。 （会長） どうぞ。 （委員） 今、説明していただいた中で、こういうおよその進行の状況は分かるんですけれども、時間的に期間的にいつ頃というのは、どこかに出ているんですか。もし今分かれば、これは何月頃、これは何月頃と聞いておくと、こういうことに当たった人たちが、分かりやすいのではないかと思うので、すみませんけれど、お手数でももし分かれば。

（会長）
事務局に回答を求めた。

（事務局）
まず、一番右側の建物等の移転の時期が決まりましたら、おおむね一番左の移転協議につきましては、建物等の移転の1～2年ぐらい前に、移転協議を始めさせていただいております。1～2年とちょっと幅があるのは、個別に事情がありまして、必ず1年とか2年とは申し上げられないんですけれども、建物等の移転の日にちが決まったら、1～2年前から移転協議を始めさせていただいております。

（会長）
委員に質問を求めた。

（委員）
そうすると、例えば移転の協議は今入っていますよね。これが今度は終わって、建物の調査も一応終わっていると思うんです。それで、今度は調査の内容の関係で、これはまだ今から、一応調査の内容の確認はできていると思うんだけれども、今度は建物の補償金算定とか何か、この辺が一番難しいと思うので、ここは何月頃ですか。

（会長）
人によって違うかもしれませんね。

（委員）
大体、全体で始まるのは。もう始まっているんですか。

（会長）
ちょっとどこの特定の場所かということもあるんですが、例えばの話でちょっと、どの辺のエリアというか、来年度指定するエリアに対して、どういう流れで今大体やっていらっしゃるのか、というようなことでいいですか。

（委員）
はい。

（会長）
事務局に回答を求めた。

	（事務局） 　まず来年度、2025 年度に移転していただく方が、水色のところになりまして、水色の方でも前半、2025 年度の前半の方と後半の移転の方がいらっしゃるんですね。今、前半の方につきましては、補償金の算定をしているところになります。 （会長） 　委員に質問を求めた。 （委員） 　これはもう入っているんですね。 （会長） 　事務局に回答を求めた。 （事務局） 　ここは算定に入っております。 （会長） 　委員に質問を求めた。 （委員） 　入っている。では、算定が終わる予定は、いつまでにしていらっしゃいますか。 （会長） 　事務局に回答を求めた。 （事務局） 　新年度になりましたら、前半組の方につきましては、補償金の提示をしていきたいと思っております。後半組の方、川沿いの方につきましては、今、建物調査が終わりまして、調査内容の確認をしているという段階でございます。 （会長） 　委員に質問を求めた。 　質問なし

（会長）
事務局に説明を指示した。

（事務局）
町田都市計画事業鶴川駅南土地区画整理事業の第３回仮換地の指定について（諮問）説明を行った。

（会長）
審議会に質問を求めた。
以下の【議題２４－０１】町田都市計画事業鶴川駅南土地区画整理事業の第３回仮換地の指定について（諮問）の内容は非公開。

５　その他
経過及び今後の予定について

（会長）
事務局に説明を指示した。

（事務局）
次第に沿いまして、「経過及び今後の予定」という A4 の資料を、御覧いただければと思います。傍聴人の方はおりませんが、先ほどは非公開でしたけれども、こちらの次第については、公開の形式で進めさせていただきます。
経過及び今後の予定ですが、2024 年度は 11 月から、先ほど申し上げました調整池の工事がスタートいたしました。本日第 9 回の審議会が行われております。来年度の予定につきましては、また調整池の工事を、引き続き 4 月から年間を通して行ってまいります。調整池の工事は、2026 年度までずっと行ってまいりますので、3 月と切れておりますが、2026 年度まで調整池の工事は進んでまいります。そのほかに、5 月頃から 1 月頃まで植栽の撤去、こちらは川沿いの植栽の一部撤去の工事とか、搬入路、作業ヤード、先ほど御説明しました橋を工事するための搬入路、作業ヤードの造成、あと、仮道も含めて行ってまいります。
次回の審議会は、6 月頃に第 10 回の審議会を考えております。こちらに括弧で「仮換地指定の変更、指定諮問など」と書いておりますけれども、後ほど、なぜ 6 月にまた審議会をやるのか、仮換地指定の変更とは何かという御説明をさせていただきます。
来年度、審議会の任期が来年度で切れますので、10 月頃にまた、5 年前に行いました審議会委員の投票・開票を行いまして、11 月頃に第 11 回の

	審議会で、こちらでまた任期が終えますので、新たな委員さん、選出された委員の皆様と、また会長・会長代理の選任とか議席の決定を、行ってまいりたいと考えております。 （事務局） 　経過及び今後の予定の６月頃に、第10回審議会の仮換地指定の変更、指定諮問等について、A3の河川用地の状況という図面のようなものがございますが、こちらで、なぜ６月頃に審議会を予定しているかという部分を、御説明させていただきます。 　鶴川南の区画整理については、一部地権者様の御協力をいただきまして、用地買収を行うことで、皆様の減歩負担を緩和する方式で、区画整理を進めております。今、河川用地として国土交通省が所有している土地になりますけれども、こちらの土地も用地取得を行って、進めていくという計画になっております。ただ、今植栽とかが入っている河川沿いの土地、赤い点線で囲まれている土地の、用地取得を予定しているところの地下に、右下の断面イメージと書いてあるところになるんですが、昔の鶴見川の護岸が、そのまま残っていることが確認されました。 　今、ここは国土交通省が所有している土地になりまして、河川区域という位置づけになるんですけれども、我々が用地取得をするためには、ちょっと専門的になるんですが、河川区域という区域から、一度この用地取得をするところを外しますので、その外す手続きが１つあるんですね。外しますと国の財務省が所管するので、財務省から私どもが買うという２段階の手続きがあります。まず河川区域を外す手続き、あと用地取得する手続きというのがあるんですが、こちらの護岸があることで護岸を撤去してからでないと、その２回の手続きというのが進められないということで、河川管理者の東京都と用地を所有している国、財務省とが、護岸を撤去しないとここの手続きが進められないため、何が起きてしまうかというと、川沿いの工事の着手が、大幅に２年から３年遅れてしまうという状態に、いっときなっておりました。 　そうなってしまうと、川沿いの地権者の皆様が、移転して戻ってくるのが大幅に遅れてしまいます。地権者の皆様の御負担が非常に大きくなってしまう。私どもの補償金も、膨れ上がってしまうというところもございますので、そういったことを解消するために、ここの財務省の土地の用地買収は行わずに、換地変更という形を行うことで、そういった手続きをなくすやり方に変更しようと考えております。 　換地変更と聞きますと、自分たちの換地が変わってしまうのではないかと、御心配されるかと思いますが、そういうことはないような形で進めてまいります。関係する方々以外の地権者の皆様の換地は、今決定している

	とおりのまま、一部財務省さん、関係する方々と私どもも含めて、換地だけを少し入れ替えるという部分を、今、国と東京都と私どもで協議をしております。それが整うのが、大体5月くらいを目指しておりますので、協議が整ったら、6月に審議会を開催しまして、一部換地の変更を進めていければと思っております。 すみません。なかなかちょっと専門的な部分もございますので、ぼやっとしたような説明になりますけれども、具体的な内容についてはまた次回の審議会で、どこの場所を変えるのかということは、御説明させていただきます。繰り返しになりますが、御心配されるのは、これをやると自分たちの換地が変わってしまうのではないか、清算金が変わってしまうのではないかと、御心配されるかと思うんですが、そういうことはないように私どもは進めています。それが起きると、もちろん皆様に御理解いただけない、区画整理が成り立たないというのは、私たちも承知しておりますので、そういうことはないやり方で、換地変更を一部行うことを考えている、それを6月に審議していただきたいと思っております。 また、6月に準備が整いましたら、またその翌年度に仮換地指定をする諮問も、併せて行えればと思っておりますので、もしかしたら内容が変わるかもしれないんですが、今は、6月頃に第10回の審議会を予定しております。また決まりましたら、事前に日程等を御説明させていただきます。 最後に10月の審議会投票・開票のところになりまして、こちらの青い「審議会委員選挙」という内容を、説明させていただきます。 （事務局） では、説明を代わらせていただきます。皆さんは今、審議会の委員についていただいていまして、任期が5年間となっておりますので、任期の満了が2025年10月です。今年の10月が任期満了となっておりまして、改めてまた審議会の委員さんを決定するということで、審議会の選挙を、先ほどのとおり10月頃に予定しております。 この資料で、審議会の委員選挙の概要といいますか、ちょっと簡単に御説明させていただきます。まず、「土地区画整理審議会について」というところで、土地区画整理審議会の設置については、市町村が施行します土地区画整理事業ごとに、土地区画整理審議会を置くと定められておりまして、今、この鶴川駅南土地区画整理事業におきましても、審議会を置いております。また、その審議会の権限につきましては、換地計画とか仮換地の指定及び原価補償金の交付に関する事項について、法律で土地区画整理法に定めている権限を行うとなっております。換地計画の中に、換地設計と呼ばれる皆様の換地の位置とか形状、あるいは面積みたいなものを定めた換地設計というのを、この審議会でも御審議いただいて決めたり、今日

	は第3回仮換地指定の諮問を行っておりますけれども、そういった仮換地指定に関するものを、審議会において御審議をいただいております。 　審議会の委員選挙につきまして、具体的な内容といいますか、簡単に御説明させていただきますと、鶴川駅南土地区画整理審議会につきましては、委員の定数が10名となっておりまして、うち宅地所有者及び借地権者様につきましては8名、学識経験者が2名という形で構成されております。委員の任期は、今申し上げました5年となっておりまして、次の任期が2025年10月から2030年10月までとなっております。委員の決定方法については、選挙及び選任となっておりまして、選挙は、宅地所有者様及び借地権者様においては、選挙で決定させていただきまして、学識経験者の2名の方においては、町田市で選任するという形でございます。ちなみに選挙される方につきましては、立候補か推薦によってお願いをしております。 　最後に、今後のスケジュールになりますけれども、まず宅地所有者及び借地権者さん、皆様に対しましては、6月頃に、今回の審議会委員選挙に関する選挙のお知らせを、皆様に御郵送させていただきますので、まず御案内を御確認いただければと思います。大体7月上旬に選挙期日の公告を行いまして、そこから選挙に関しての準備を、順次進めていく形になります。 　まず、選挙人名簿と呼ばれます、施行地区内の宅地所有者さんとか、借地権者の皆様が記載されている名簿を、こちらで作成しまして、その名簿に記載されている方が実際に立候補できたり、選挙ができるという形になります。その名簿を作成しましたら、大体8月の頭から2週間まず縦覧を行いまして、縦覧を行った後、また具体的な選挙の準備を進めまして、大体9月の頭頃に、立候補者の受付を1週間程度で考えております。立候補者が10名以上、定数の10名以上おりましたら、10月頭ぐらいに投票及び開票を行いまして、そこで委員の方が決定しましたら、当選人の方の住所・氏名の公告並びに決定の通知をさせていただきまして、あと学識経験委員の方の選任をするという形で考えております。立候補の届け出が定数以下、10名以下だった場合は、投票は行わないという形になりますので、投票を行わない旨の通知をさせていただいて、その後、当選人の住所・氏名の公告並びに決定通知、学識経験委員の選任という手続きの流れというスケジュールを、今考えております。 　簡単ではございますが、審議会委員選挙の御説明は以上でございます。また、近づきましたら御案内等させていただきますので、御確認いただければと思います。よろしくお願いいたします。

（会長）
審議会に質問を求めた。

（委員）
審議委員のことですけれど、地権者は逆にいろいろこういう情報を全部持っているし、いろいろな人が経験するのはいいと思うんですが、町田市から指名する学識経験者２名の方は、やはり流れが分かっているほうが、このまま続けるということはできないんですか。要するに、人が代わるよりは、会長さんにはそのまま続けてもらったり、土屋さんにも、そのままアドバイスできるような状況をつくれているほうが、地権者は逆に言えば、代わっていろいろ経験するというのは、悪い事ではないと思うんですけれど、学識経験者は、あまり変えないでいただいたほうがいいのかなということです。単純に僕の感想ですけれど、その辺は配慮していただいたほうがいいのかなと思っています。以上です。

（会長）
事務局に回答を求めた。

（事務局）
ありがとうございます。どうしても任期があるということで、選挙という手続きを踏ませていただくんですけれども、今、頂いたことは、私どもも受け止めて配慮していければと思っております。あわせて、今、いろいろな方が、地権者で御経験いただければというお声もあるんですけれども、今度の立候補に当たっては、引き続き立候補いただくようなこともお願いできればと、事務局としては思っておりますので、併せてお願い申し上げます。以上でございます。

（会長）
ありがとうございます。ほかに御質問、御意見はございますか。それでは、その他のところは終了いたします。
本日の予定は全てこれで終了いたしました。皆様、御協力ありがとうございました。この際何かこの議題にないことで何かお話が、御質問、御意見があればお伺いしておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（委員）
この委員会と関係のないことで申し訳ないんですけれど、市の方がいらっしゃいますので、お伺いしておきたいんですが、実は今、マルエツの前から、それからマルシェのところへ大きな橋が架かりましたよね。それ

	で、マルエツの前の橋下をアスファルトで整備してあるんですけれども、道路というのは、普通ちゃんとある程度車線のほうへ、水が流れるようになっているわけですよね。それが、マルエツの前から今橋が架かっているところ、それからお店の前のところが、非常にアスファルトの整備が、下手というと大変失礼なんですが、今どきは水平器だってあるんだから、そこに水たまりが幾つもできて、見ていても、年寄りはもうしょうがないから濡れていけということになって、若い人は、ケンケンパーで通っているんですよね。もう細かいことですけれども、ちょっと土木に話して、ちょっとやっておいていただけないかなと。あそこを通るたびに靴が濡れてしまって、とても困っているわけです。ちょっとそれだけ前からお願いしたいなと思っていました。整備したときにそういう水平に、仮なのか、例え仮でもそういうことはないように、住民が通って、特にマルエツのほうは通りが今ひどいですから、ひとつそれだけお願いしておきたいなと思います。よろしくお願いいたします。 （会長） 　事務局に回答を求めた。 （事務局） 　今、頂きました御要望については、恐らくマルエツの前とガストとか、トモズの前辺りのことですね。 （委員） 　そうです。 （事務局） 　そちらについては、工事だと道路整備課という部署になりますけれども、私どもから要望をお伝えして、何か御対応できないかどうかということをお伝えします。 （委員） 　できたら、やっていただきたいなということです。 （事務局） 　承知しました。

	５　閉会 （会長） 　第９回町田都市計画事業鶴川駅南土地区画整理審議会の閉会を宣言した。 （了）
資料	１　　資料１　　「次第」 ２　　資料２　　「第８回審議会議事録」（回収） ３　　資料３　　「第８回審議会摘録」 ４　　資料４　　 鶴川駅周辺再整備事業一覧 ５　　資料５　　 土地区画整理区域内の状況について ６　　資料６　　「【議題２４－０１】仮換地の指定について　諮問書」 ７　　資料７　　仮換地指定について ８　　資料８　　仮換地指定等調書（回収） ９　　資料９　　仮換地指定状況図 １０　資料１０　経過及び今後の予定 １１　資料１１　河川区域について １２　資料１２　審議会選挙概要説明資料
特記事項	なし